

令和4年 第16回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和4年9月21日(水)
午後1時30分

場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第15回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

(1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

——別添1

(2) 令和4年度埼玉県学力・学習状況調査結果について

——当日1

5 協議事項

6 議 事

議案第105号 職員の人事について

——当日2 (秘)

議案第106号 職員の人事について

——当日3 (秘)

議案第107号 令和5年度当初川口市立小・中学校

教職員人事異動方針について

——別添2

7 その他

8 閉 会

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和4年8月22日（月）
午前13時30分
場 所 議会第3・4委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

- 1 学校施設の整備の状況について …… P 1
- 2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について …… P 3

【質疑応答概要】 …… P 1 3

(参考資料)

資料1 中学校夜間学級新校舎建設工事 案内図・配置図

1 学校施設の整備の状況について

(1) 中学校体育館空調機設置事業について

夏季の部活動などで利用頻度が高く、災害時の防災拠点としての暑さ対策を図るため、中学校 26 校の体育館に空調機を設置するもの。

ア 整備の考え方

LPガス式 ➡ 災害時の拠点を考慮して、市内各地区に 10 校導入

都市ガス式 ➡ 教室空調をガス式で行なっている学校

電気式 ➡ 教室空調を電気式で行なっている学校

イ 設置校

【第 1 期】令和 2～3 年度

地区	学校名	方式
中央	南 中	LPガス
横曽根	仲町中	都市ガス
青木	上青木中	都市ガス
	青木中	LPガス
南平	元郷中	LPガス
新郷	東 中	LPガス
神根	神根中	電気
	北 中	LPガス
芝	芝 中	LPガス
	芝東中	都市ガス
安行	安行中	LPガス
戸塚	戸塚中	LPガス
鳩ヶ谷	鳩ヶ谷中	電気

【第 2 期】令和 3～4 年度

地区	学校名	方式
横曽根	西 中	LPガス
青木	幸並中	都市ガス
南平	十二月田中	都市ガス
	領家中	都市ガス
新郷	榛松中	電気
神根	在家中	電気
	岸川中	電気
芝	小谷場中	電気
	芝西中	都市ガス
安行	安行東中	電気
戸塚	戸塚西中	電気
鳩ヶ谷	里 中	LPガス
	八幡木中	都市ガス

※体育館の面積に応じて室外機は 3～4 台、室内機は 12～16 台設置

(2) 中学校夜間学級新校舎建設事業について

平成 31 年 4 月に旧県陽高等学校敷地内の施設を利用し、開校した芝西中学校陽春分校の新校舎について、令和 6 年 4 月の開設に向け、令和 4 年度から 2 か年継続事業により、旧芝園小学校敷地内に建設するもの。

ア 事業概要

(ア) 工事場所

川口市芝園町 3-18(旧芝園小学校敷地)

(イ) 構造

鉄筋コンクリート造 2 階建

(一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造)

(ウ) 規模

建築面積 1,418.04 m²

延床面積 2,321.71 m²

(エ) 工期

令和4年10月～令和6年2月

イ 施設概要

(ア) 1階

多目的ホール、音楽室、家庭科室、図書室、校長室、職員室、相談室(2室)、保健室、会議室ほか

(イ) 2階

普通教室(11室)、美術技術室、理科室ほか

ウ 建設費

1,179,991,000円(建築、電気及び設備の各工事の予算額合計)

エ スケジュール

(ア) プール解体

令和4年4月～10月

(イ) 住民説明会

令和4年10月～11月に開催予定

(ウ) 新校舎開設

令和6年4月開設予定

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア いじめ対応事例集の作成

(ア) 目的

本市のいじめ認知件数の増加やいじめ重大事態となる事案が数多く発生していることを踏まえ、各学校における様々ないじめ対応の事例を集約した事例集を作成し、いじめ対応の質の向上を図る。

また、事例集を校内研修及び生徒指導委員会等において活用することで、改めて自校の生徒指導体制を見直すこと及び迅速かつ組織的ないじめ対応に繋げることを目的とする。

(イ) 事例の種類 (3種類)

- ・未然防止策
- ・対応事例 (好事例)
- ・課題のあった対応事例

(ウ) 事例集作成のスケジュール

- ・令和4年8月中に3種に分類された事例を収集
- ・同年11月末までに市教育委員会及びいじめ対応教員等が事例の分析及びとりまとめ
- ・同年12月中を目途に完成

イ いじめ問題対策協議会

(ア) 日時・場所 令和4年7月7日(木) 午前10時
第二庁舎地階第1・第2会議室

(イ) 参加者 いじめ問題対策協議会委員

(ウ) 内容

- ・埼玉大学 高橋 哲 准教授による講演
- ・令和3年度川口市内のいじめ発生状況等について
- ・川口市いじめ問題調査委員会人財バンクについて

ウ いじめゼロサミット

(ア) 日時・場所 令和4年7月15日(金) 午後2時 オンライン

(イ) 対象 市立小・中学校代表児童生徒 各1人

(ウ) 内容 講師 市教育委員会指導主事(生徒指導担当)

- ・いじめ予防授業
- ・いじめ予防についてのグループ協議

エ 生徒指導担当指導主事による要請訪問(随時)

(ア) 目的

令和4年度から、指導課生徒指導担当指導主事が3人から5人に増員されたことに伴い、市教育委員会として積極的に各学校の生徒指導力の向上を図るもの。

(イ) 実施方法

各学校からの要請に基づき、指導主事が学校を訪問しニーズに応じた内容で研修等を実施する。

(ウ) 主な内容

- ・いじめ対応
- ・不登校対応
- ・生徒指導の在り方

オ 生徒指導担当学校訪問（毎年実施）

(ア) 目的

指導主事が定期的に市立小・中学校を訪問し、各学校における生徒指導上の諸問題を把握するとともに、その解決に向けての指導・助言を行う。

(イ) 実施対象及び期間

- ・市立小・中学校 80校（陽春分校含む）
- ・令和4年7月から令和5年2月まで

(ウ) 内容

不登校児童生徒の解消、非行・問題行動への対応及びいじめ問題に係る学校の対応に関する指導・助言を行う。

(2) いじめ問題に関する調査状況

今回報告する9事案について、追加報告は3事案、新規の報告6事案となる。

追加報告の3事案のうち、1事案はいじめが解消となり、1事案はいじめ重大事態としての対応を終結した。残る1事案については、継続中である。

新規報告6事案のうち、4事案は、いじめ問題調査委員会の設置を希望していない旨の回答があった。2事案については、うち1事案が最終報告書案の作成まで進んでいる。残る1事案については、警察の捜査に支障をきたす恐れがあることから調査を保留している。

【報告の概要】

事案	学校	種別	調査委員会等の対応状況	事案の状況	備考
17	Q	追加	いじめ問題調査委員会（第6回）	終結	
19	S	追加	いじめ問題調査委員会不要	解消	
20	T	追加	いじめ問題調査委員会（第5回）	継続中	
25		新規	いじめ問題調査委員会（第2回）	最終報告書作成	
26		新規	いじめ問題調査委員会不要	終結	経過観察中
27		新規	いじめ問題調査委員会不要	検討中	
28		新規	いじめ問題調査委員会不要	終結	経過観察中
29		新規	いじめ問題調査委員会不要	終結	経過観察中
30		新規	警察から聞き取りは待つように指示	保留中	経過観察中

ア Q学校の事案について（令和4年2月8日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

令和3年5月17日、BがSNSによるライブ配信を行なった際、Aに対する誹謗中傷の書き込みをした。

同年5月20日、担任が本事案とは別の件についてBと面談を行なった際、そのことが発覚したことから、学校は本事案をいじめとして認知した。

(イ) 調査状況

令和3年5月21日、学校はAに事実確認を行い、A保護者にその内容を連絡した。

同年5月24日、学校はA及びA保護者と放課後に面談し、その際に原因となったSNSの配信内容を確認した。

同年5月25日及び26日、学校はBによる書き込みを知っている19人から聴き取りを行なった。

Aは事案発生後も休まず登校していたが、同年6月8日、Aが早退する際、迎えに来たA保護者が、転出を示唆する発言をした。同日、学校は市教育委員会にA保護者の意向について報告した。

同年6月25日、学校は関係者から聴き取った内容や今後の学校の対応について、A保護者に説明した。その際、調査委員会の設置の意向については書面による回答を依頼した。

同年6月28日、学校はAの転出先である県外の学校から、Aを受け入れたと連絡を受けた。

同年7月2日、学校はA保護者から書面にて、調査委員会の設置を希望する回答を受けた。

同年7月13日、学校はA保護者に調査方針に係る説明文書を送付し、A保護者から調査主体について承認する旨の返信を受け取った。

同年8月5日、市教育委員会は、いじめ重大事態の発生について及び学校内の組織に第三者を加えたいじめ問題調査委員会の立ち上げについて、市長に報告を行なった。

同年12月末現在、計5回のいじめ問題調査委員会が行われている。

(ウ) その後の状況

令和3年6月28日、Aは県外の学校に転出し、登校している状況であるが、進路については、県内の学校を受験する予定である。

令和4年1月17日、第6回いじめ問題調査委員会が行われた。

同年3月24日、学校は最終報告書について、A及びA保護者に説明した。

同年5月9日、A及びA保護者から、報告内容等には納得できない点があるものの、それ以上の調査を求めない旨の意見書が提出されたことから、重大事態としての調査を終結することとした。なお、Aは同年4月に県内学校に進学している。

同年7月19日、市長に最終報告書及び意見書の報告を行い、いじめ重大事態としての対応を終結した。

イ S学校の事案について（令和4年5月20日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

令和3年7月17日、A保護者から連絡があり、Aが、Bからすれ違いざまに「うざい」「死ね」などと言われたり、CがBに「Aは仕事をしない」と話しているのを聞いたりしたことから、精神的な苦痛を感じ、リストカットをしたとの報告があった。

(イ) 調査状況

令和3年7月19日、学校は、B及びCに対し事実確認を行い、BがAに対して嫌な言葉を発したこと、CがBに対してAに関する愚痴を話したことが事実であることが判明した。学校は確認内容をA保護者に報告するとともに、B保護者及びC保護者に、確認内容とAがリストカットに及んでいることを説明した。

同年10月25日、市教育委員会は、Bに関する別の事案について学校に聞き取りを行なった際、7月に発生したAの事案について認知した。同年10月28日、市教育委員会から学校長へいじめ重大事態として適切に対応するよう指示した。

同年11月10日、学校はA保護者に対し、いじめ重大事態として取り扱うことについて説明を行なったところ、A保護者は調査委員会の設置を希望しない旨の意思を示した。同年11月25日、学校は、学校が把握した事実関係を報告

書にまとめ、A保護者に渡し、重大事態としての対応を終結した。

令和4年1月14日、市長にいじめ重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行い、本事案が終結したことを報告した。

(ウ) その後の状況

A、B及びCは、通常登校をしている。また、A及びA保護者からその後の要望等はない。さらに、学校は、当事者に対する指導や再発防止に向けた取り組みを行い、A保護者はその対応に納得している。なお、指導後は、AとB及びCの間にトラブルは発生していないが、経過観察を継続している。

重大事態としての取り扱いが終結した後、経過観察を行なっていたところ、B及びCからのいじめ行為は継続しておらず、Aが苦痛を感じていない状況が3か月継続していることから、本いじめ事案は解消したものと判断した。

ウ T学校の事案について（令和4年5月20日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

令和3年9月15日、A保護者から学校に連絡があり、Aが学級の代表委員として頑張っていることに対して侮辱する言葉をかけられたり、ズボンを下ろされ陰部をからかわれたり、首を絞められそうになったりしており、そのことが原因でAは、自分は必要のない人間だ、死にたいと考えるようになり、家を飛び出すこともあったとの報告を受けた。

同年10月26日、A保護者は、以前からカウンセリングを受けていた教育研究所のカウンセラーによる面談の際、Aがいじめられていること、学校が何もしてくれないことを訴えた。

同年11月11日、市教育委員会は学校を訪問し、学校長へ、本事案をいじめ重大事態として捉え、適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和3年11月12日、学校は校内のいじめ問題対策委員会において、今後の対応について協議した。同年11月24日、学校はA保護者に対し、本事案をいじめ重大事態として対応していく旨を説明した。A保護者から書面にて、第三者を加えたいじめ問題調査委員会の設置を希望する旨の回答があり、同年11月29日、学校はA保護者に対し、第三者調査委員会の委員について説明を行なった。

同年12月22日、第1回いじめ問題調査委員会を開催し、これまで学校内で調査してきた内容及び今後の対応方針について確認した。

令和4年1月14日、市長にいじめ重大事態の発生及び学校主体の調査委員会の立ち上げについて報告した。

同年2月15日に第2回、同年3月23日に第3回いじめ問題調査委員会を開催し、その後も調査を継続している。

(ウ) その後の状況

Aは、令和3年9月にいじめを受けた時から、精神的に不安定な状況が継続しており、登校と欠席を繰り返している。また、Aは、担任を好意的に捉えて

いる一方で、管理職や学校全体の対応については不信感を抱いている。

令和4年7月1日、Aに対するいじめについて他の保護者にも知ってほしいというA保護者の意向を踏まえ、校長はAの学年の緊急保護者会を開催し、これまでのAに対するいじめの概要及び対応に関する説明を行なった。その後、Aは学校を5日間欠席したが、担任が連絡を取り合い、1学期の終業式には登校することができた。

同年8月9日、第5回いじめ問題調査委員会が開催された。

エ 事案 25 について

(ア) 経緯

令和3年12月8日、A保護者から学校に対し、Aが同級生が怖くて学校に行きたくない旨の話をしているとの訴えがあった。同日、学校はA保護者の訴えからいじめの疑いがあると捉え、校内のいじめ問題対策委員会による調査を行なったところ、加害者として、B、C、D、E、Fの5人が関わっていることが発覚した。

同年12月24日、担任がA保護者及びA祖母とB、C、D、E、Fに、学校において事実確認を行なったところ、Aへの暴言及び暴力行為があったことを認めた。同日、A保護者が帰宅後、Aに確認内容を伝えたところ、認識している事実に相違があるとのことであった。

令和4年1月21日、A保護者は認識の相違点及びいじめが原因で転出を希望している旨を記載した手紙を学校に提出した。

同年2月2日、学校は手紙の内容を受け、市教育委員会に、転出を示唆していること、さらには、同日で欠席日数が30日を超えることを報告した。市教育委員会は、いじめ重大事態として対応することを学校に指示した。

(イ) 調査状況

令和4年2月2日、いじめ重大事態として対応を開始した。

同年2月24日、学校主体のいじめ問題調査委員会を立ち上げた。

同年3月15日、市長にいじめ重大事態の発生及び学校主体のいじめ問題調査委員会による調査が行われたことについて報告した。

(ウ) その後の状況

令和4年3月26日、Aは市外の学校へ転出した。

令和4年度は通常どおり学校へ登校できているとのこと。

令和4年7月14日、いじめ問題調査委員会が終了し、最終報告書案を作成した。A及びA保護者に対する説明については、日程調整中である。

オ 事案 26 について

(ア) 経緯

令和4年1月12日、A保護者の支援団体の方が来校し、学校運営協議会委員長、教頭、担任、日本語指導教員及び養護教諭と話し合いを行なった。その際、Aがいじめられており学校に行きたくないと話しており、転出をしたいとの訴

えがあった。理由としては、出席停止期間後に登校した際、休んだ理由を尋ねられたこと、風習による身体の特徴を中傷されたこと、Aが不衛生かのようなふるまいをされたこと及び数人の同級生から無視されたことがあった。

(イ) 調査状況

令和4年1月13日、いじめが原因で転出したい旨の訴えがあったことから、いじめ重大事態として対応を開始した。しかし、Aの両親間でトラブルがあり、警察が介入し調査が進まない状況になった。

同年2月15日、いじめ重大事態としての対応を進めることをA保護者に再度確認するため、A及びA保護者並びにA親族が学校へ来校した際、A保護者から第三者を加えた調査委員会の立ち上げを希望しない旨の話があった。

同年2月22日、A保護者から改めて調査委員会による調査を希望しない旨を記載した書面が学校に提出された。

同年3月15日、市長に重大事態の発生及び調査委員会による調査をA保護者が希望していないことについて報告するとともに、重大事態としての調査を実施しない旨の報告を行なった。

(ウ) その後の状況

令和4年2月24日、Aは、市内の学校へ転出している。

同年7月20日現在、令和4年度の欠席日数は5日である。Aの心の状況を含め経過観察中である。

カ 事案27について

(ア) 経緯

令和4年4月11日、A保護者から連絡帳にAを誹謗中傷する落書きがあったとの連絡があった。

同年4月12日、AからAの複数の所持品に誹謗中傷の落書きがあったとの訴えがあった。

同年4月13日、A保護者から黒いバッグへの落書きがあったこと、また落書きの件でAが首にカッターを当てたこと及び「学校へ行きたくない」という旨の手紙が出てきており、遺書だと思ふとの連絡があった。

学校は市教育委員会と連絡を取りながら、被害者に寄り添う形で見守り等の対応を行なってきた。

同年5月17日、校長が今後の対応について顧問弁護士に法務相談を行なった。

同年6月8日、市教育委員会が顧問弁護士へ法務相談を行なった。

同年6月9日、顧問弁護士からの助言もあり、市教育委員会から学校長へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年4月12日、学校はAが所属する学年の全学級で担任と子どもとの二者面談を実施した。

同年4月13日、学校はいじめ問題対策委員会を開催した。

同年4月18日、A及びA保護者に学校の対応について説明した。A保護者から調査は実施しないでほしいとの要望があり、加害者や事実の確認には至っていない。

令和4年5月30日、児童相談所、子育て相談課、主任児童委員、警察、学校長、市教育委員会及び学校関係者が参加したケース会議を行い、把握している経緯の確認、今後の支援方針及び役割分担について検討した。

(ウ) その後の状況

令和4年7月20日現在、欠席日数16日、出席停止日8日である。上記以外にも落書きがあったとAから申し出はあるものの、A保護者から家庭の事情でしばらくは対応できない、事を大きくしないでほしい、調査しないでほしいなどの要望があり、対応について検討中である。また、A保護者の意向については書面で確認する方向で市教育委員会及び学校で検討している。

キ 事案28について

(ア) 経緯

令和4年4月20日、「Aの不適切な画像が出回っている」「画像は情報提供者の子どもに送信されてきて把握した」と匿名の市民から市教育委員会へ情報が入った。このことを受け、市教育委員会から学校へ情報提供するとともに実態把握を行うよう指示した。また、事実であればいじめ重大事態に該当することを指摘した。同日、学校はAに聞き取りを行なったところ、令和4年1月、Aは市外の学校に在籍しているBから画像を送るよう要求され送ったこと、その写真をBがCに送信したとのことであった。また、令和4年3月には、その写真をもとにCから脅され、AはSNS上で不適切な画像を発信したこと及びCがその画像を端末に保存し、さらに複数の者に画像を拡散したことも分かった。同日、学校はA保護者への状況説明及びいじめ重大事態として対応していくことを伝えた。

(イ) 調査状況

令和4年4月20日、いじめ重大事態として対応を開始した。同日、A保護者から繊細な事案なので「事を大きくしてほしくない」「調査委員会を立ち上げないでほしい」などの要望があった。

同年4月27日、B保護者及びC保護者によるA保護者への謝罪が行われた。

同年5月6日、A保護者から調査委員会を立ち上げないでほしい旨の意向等を再確認し、いじめ重大事態に関する意向確認書が提出された。

(ウ) その後の状況

令和4年7月20日現在、Aは1日も休まず登校している。A保護者は被害届を提出しないとのこと。

ク 事案29について

(ア) 経緯

令和4年5月14日、A及びBがオンラインゲームで遊んでいた際、ゲームを

やめる時間について口論となった。腹を立てたBは、Aに自分の下半身を映すよう指示した。Aが指示どおり自ら動画で撮影したところ、Bはその動画を録画するとともに、Aに送信した。Aは動画を「広めてよいか」と脅されたが拒否した。さらにBは、以前にAが別の者と金銭をやり取りしていたことを話題に、金銭を要求した。

同年5月15日、Aが商業施設で数人と遊んでいたところ、偶然Bと出会い、金銭を要求され、AはBに5千円を渡した。

同年5月21日、他の者がAから一連の内容を聞き、教職員に伝えたことで、事実が発覚した。

同年6月15日、一連の内容について学校長から市教育委員会に報告があったため、市教育委員会から学校長へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年5月24日、学校はAに対し、職員3人で聞き取りを実施した。同日、A保護者に経過を報告するとともに、Aの家庭の要望に合わせ今後の対応を決めていくことを確認した。

同年5月31日、Bに対する学校側の聞き取りにおいて、BはAから今回の5千円の他に、以前にも1～2万円程度お金をもらっていたことを話した。

同年6月10日、A及びA保護者、B及びB保護者が学校で話し合い、B及びB保護者は謝罪するとともに、今回やり取りのあった5千円を返金した。

令和4年7月1日、A保護者から第三者を加えた調査委員会の立ち上げを希望しない旨の回答があり、重大事態としての対応を終結した。

(ウ) その後の状況

令和4年7月20日現在、Aは休まず登校している。A保護者から、今回の件は警察や関係機関への情報提供は行わないでほしいこと及び今後、子どもたちに対して携帯電話やインターネットの使用方法などについて啓発してほしいことを要望されたため、学校はA保護者の意向に沿う対応をした。

ケ 事案30について

(ア) 経緯

令和4年6月18日、Aが塾での知人に呼び出され、Aが現地に到着すると、同じ学校の者を含む7、8人の集団がいた。Aは殴られると考え、110番通報をしつつ、その場から逃げた。しかし、Aは当該集団に追いつかれ、携帯を奪われたほか、傘で叩く、殴る、壁に頭を打ち付ける等の暴行を受けた。その後、警察が現場に急行してAを保護した。

同年6月20日、消防局指令課から「Aが友達に殴られ、救急搬送された」との連絡が市教育委員会に入り、学校へ至急状況確認するよう指示した。

同年6月21日、市教育委員会から学校に本人の出席状況及びけがの確認をするよう改めて指示をした。また、市教育委員会が川口警察署に捜査状況について確認した。

同年6月22日、市教育委員会から学校長へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

警察から学校長へA及び同校加害者と思われる者への聞き取りは、捜査が落ち着くまで待つように指示があったため、学校として詳細な事実確認はできていない。

(ウ) その後の状況

A保護者から、学校に本件に関係のある者が在籍しており、仕返しの恐れがあるため、令和4年6月20日から24日まで欠席する旨の申し出があった。

同年6月22日、教頭及び担任がA宅に家庭訪問を実施し、登校した際の学校での見守り体制について説明を行なった。

同年6月27日以降、Aは登校している。

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年 8月)

教育総務部

質 疑	応 答
1 学校施設の整備の状況について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>中学校夜間学級新校舎建設が遅れた経緯を改めて聞きたい。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>土壌汚染は、今回の建設に影響がないのか。</p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>中学校夜間学級新校舎建設事業費の財源内訳について聞きたい。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>建設予定地の旧芝園小学校跡地で、基準を上回る有害物質が土壌調査で分かり、建設工事が中断したものである。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>土壌改良が必要な場所を避けて建設することにし、当初の機能は保ったまま、校舎の規模を縮小したものである。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>プール解体工事等を含んだ予算ベースとして、公立学校施設整備費国庫負担金が250,141千円、学校教育施設等整備事業債が220,600千円、教育施設整備基金繰入金が210,000千円、一般財源が593,975千円、総事業費1,274,716千円である。</p>

質 疑	応 答
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>開設後、地域に昼間は校舎を貸出しするのか。 また、要望はあるのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>校舎は夜間学級の教育活動が中心のため、地域への貸出しは考えていない。また、要望もない。</p>
<p>(福森 悦子 委員)</p> <p>中学校体育館空調機の運用基準はあるのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>夏季において、稼働期間は原則6月15日から9月30日、稼働基準は室温24℃以上、運転時間は1時間目開始から最終授業終了及び部活動や学校行事の時間も利用できることを定めている。</p>
<p>(福森 悦子 委員)</p> <p>それぞれの方式における光熱水費の月額平均はいくらか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>試算上の料金で、月額平均は電気式288千円、LPガス式202千円、都市ガス式157千円である。</p>
<p>(福森 悦子 委員)</p> <p>第2期工事の設置完了はいつか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>8月中に設置完了するものである。</p>
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>土壌汚染について土地の購入先に遡及請求はできないのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>日本車両と日本住宅公団に確認してみたが、資料が残っていないとのことであり、原因者が特定できないことから、請求ができない。</p>

質 疑	応 答
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>もし仮に原因者が明確にわかる場合でも土壌汚染の原因者に対して遡及請求はできないのか、調べてわかるようであれば教えていただきたい。</p>	
<p>(要望)</p>	
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>中学校夜間学級新校舎の多目的ホールと音楽室を可動間仕切にしたのは何か参考にしたのか。また、防音上問題ないのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>特に参考にしたわけではないが、可動式にしたことで多目的ホールと音楽室が一体で利用できるものであり、防音上も問題がない。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>校舎内に下駄箱はあるのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>下駄箱の設置はない。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>多目的トイレが1階に3箇所ある理由は何か。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>設計の見直しにより生じたスペースを有効に活用したためである。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>部活動はあるのか。また、2階の更衣室は生徒用か。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>部活動はない。2階の更衣室は生徒用である。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>普通教室で可動間仕切があるのはどの教室か。また、可動間仕切を外すと何教室になるのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>普通教室1と普通教室2、普通教室8と普通教室9に可動間仕切を設置しており、可動間仕切を</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>バリアフリーに関しても配慮してもらいたい。</p> <p>(要望)</p> <p>(板橋 博美 委員)</p> <p>1階の更衣室は生徒も利用できるのか。</p> <p>(板橋 博美 委員)</p> <p>授業に支障がないよう生徒の希望等を聞いて運用してもらいたい。(要望)</p> <p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>新校舎が完成して、旧県陽高等学校の芝西中学校陽春分校としての利用が終了した後の旧県陽高等学校跡地の利活用は、市教育委員会としてどのように考えているのか。</p> <p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>方向性が決まった時点で議会に報告してもらいたい。(要望)</p>	<p>外すと11室が9室になるものである。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>1階が職員用の更衣室になり、2階が生徒用の更衣室となる予定である。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>旧県陽高等学校の芝西中学校陽春分校としての利用が終了した後は、売却を前提とした利活用について、関係部局と連携し取り組んで参りたいと考えている。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年 8月)

学校教育部

質 疑	応 答
2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について (1) いじめ根絶に向けた取り組み (2) いじめ問題に関する調査状況	
<p style="text-align: center;">< 質 疑 ></p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>被害者の保護者が、第三者による調査委員会を立ち上げないでほしい、大きくしないでほしいという事案があったが、それを教育委員会としてどのような意味だと捉え分析しているのか。</p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>対応が長引いて、被害者が心を痛め、悩みが継続することで、大きな事案に発展していくことが一番怖いことである。その点を何とか防止しなくてはならないし、それが学校や教育委員会の役割である。被害者の子どもが心を痛めていると思うが、無事に登校し学べるように守ってほしい。</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>いじめ事案の中で、転出している事例が多いと感じている。転出した後の見守りについて、転出先の学校との連携をとり報告を受けるなど、どのように把握しているのか。</p>	<p style="text-align: center;">(指導課長)</p> <p>3点あると考えている。1点目は学校の調査に納得していること、2点目が調査に意見があったとしても内容が覆らないと考えていること、3点目はこれ以上我が子を傷つけない、前に向かわせたいと考えていることである。</p> <p style="text-align: center;">(指導課長)</p> <p>見守り体制については、夏休みに入っていたこともあり電話や面談を通して寄り添った対応をするように見届けを行っており、元気に過ごしているとの情報を得ている。</p> <p style="text-align: center;">(指導課長)</p> <p>前籍校では把握が難しいことから、教育委員会が中心となり聞き取りを行うなどして、学校に情報提供している。</p>

質 疑	応 答
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>いじめの被害に息詰まったとき、自分を傷つけるのではなく、逃げることもひとつの方法だと考えている。転出も解決方法のひとつとして、保護者の同意を得ながら、子どもを追い詰めることなく進めていってほしい。(要望)</p>	
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>第三者による調査を希望しない、または調査委員会を立ち上げないでほしいという事案については、書類を交わしたうえで行っているのか。どのようなプロセスなのかを確認したい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>言った言わないという話になると、また別の問題になってしまうことから、所定の書面を使用し、その内容を踏まえて確認をとり文書として残している。</p>
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>携帯やLINEをはじめとするSNSに関わる事案が多くなっており、携帯の保有率も上がっていると感じている。携帯を持たせるからには、いじめはしてはいけないという指導を保護者にもしていくことが大切だと考えるが、教育委員会の見解を伺いたい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>SNSに関する学校での指導については、市内小中学校のうち64校が1学期中に指導済みとなっており、残りの学校についても2学期に実施予定である。スマートフォン等のトラブルについては、買い与えた保護者の協力は不可欠であり、学校だけでは対応が不十分だと考えている。そのため、今後PTA連合会及び校長会とともに協議をする予定である。何ができるか、何をしなければならぬかを話し合っていく。</p> <p>また、傾向として中学校入学の際に保護者が買い与えることが多いことから、保護者の出席率が</p>

質 疑	応 答
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>買い与えた保護者にも責任がある。まだ、小さいうちにしっかり保護者も自覚が持てるよう全校での指導を要望する。(要望)</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>いじめ対応の交流会の参加人数が少ないのではないか。有意義にやっているとの話であったが、弁護士の講義の有効性を広めてよいのではないかと考える。子ども部実施の交流会と積極的にコミットし参加を促してはどうか。この件に関する学校教育部長の見解を伺いたい。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>受付の窓口は、入口としていろいろあってよいと思う。行政の縦割りの対応で冷たい切り方をするのではなく、総合的にいじめの問題を解決していくための連携が重要である。ぜひ、意見を取り入れて、包括的に取り組むことを要望する。(要望)</p>	<p>高い新入生保護者会の機会を捉え、家庭でのルール作りやフィルタリング及び誰とどんなやり取りをしているかを把握するよう啓発していく。中学校全校で実施していきたいと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>子ども部と連携して、解決していかなくてはいけないと考えている。学校に声を掛け、多くの教員に周知をしていく。</p>

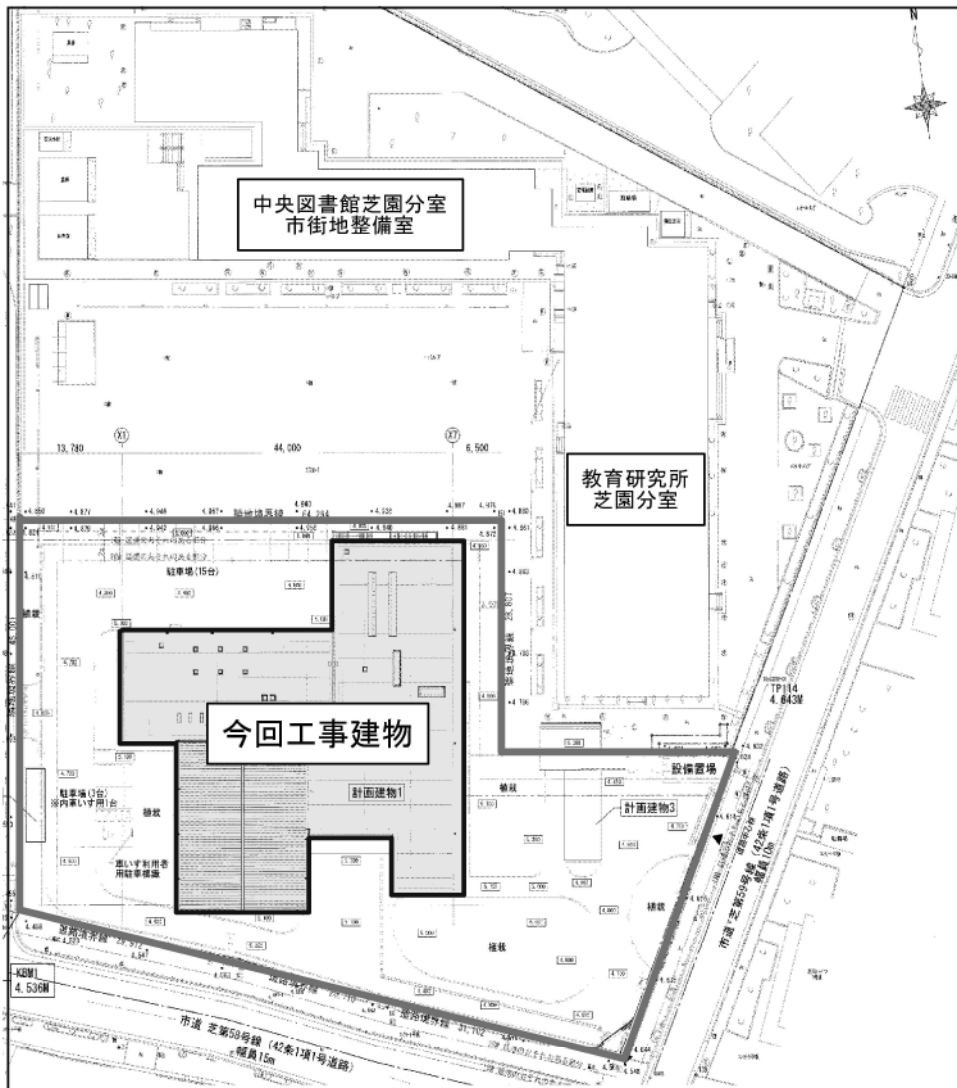
中学校夜間学級新校舎建設工事 案内図・配置図

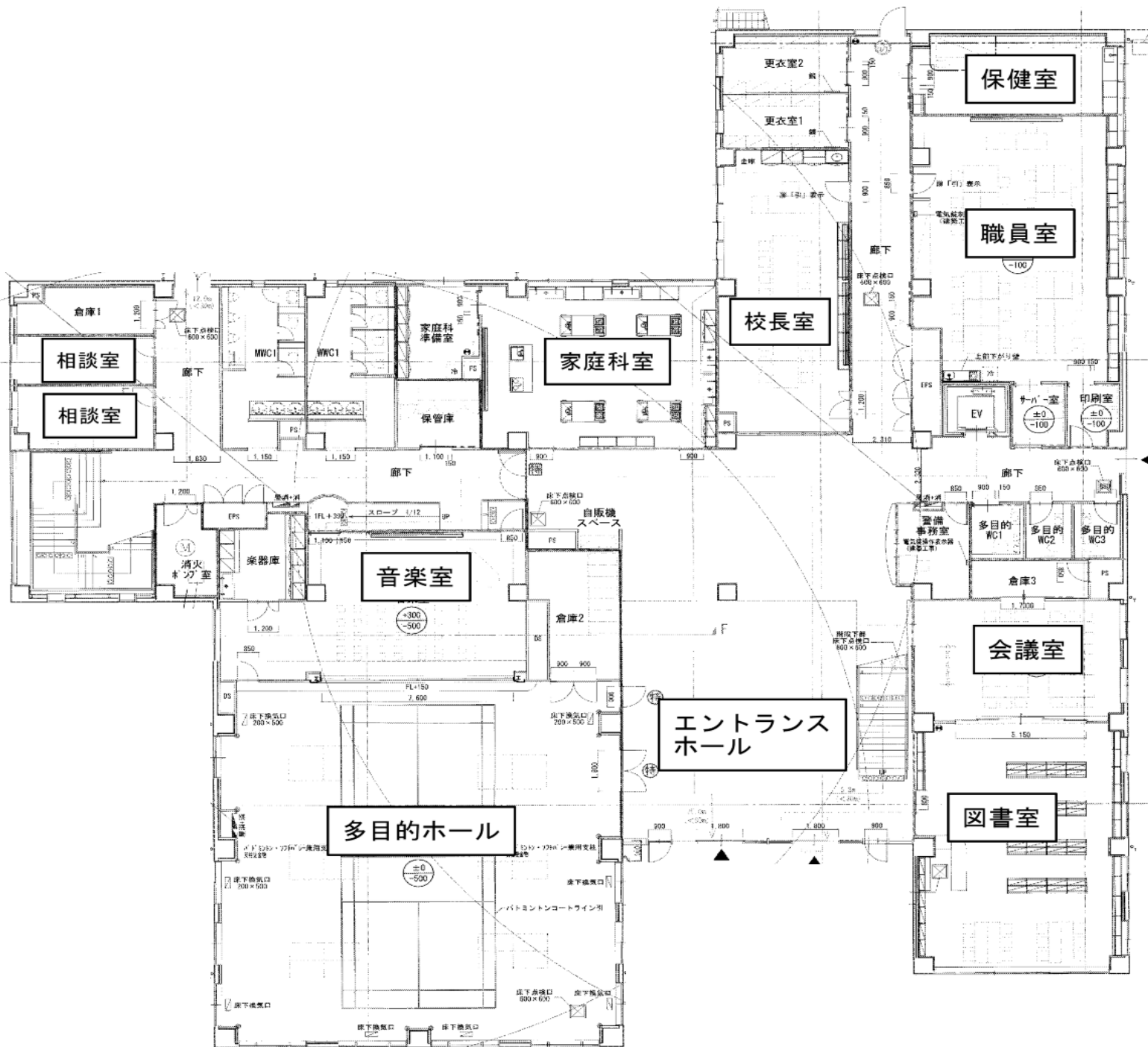
案内図



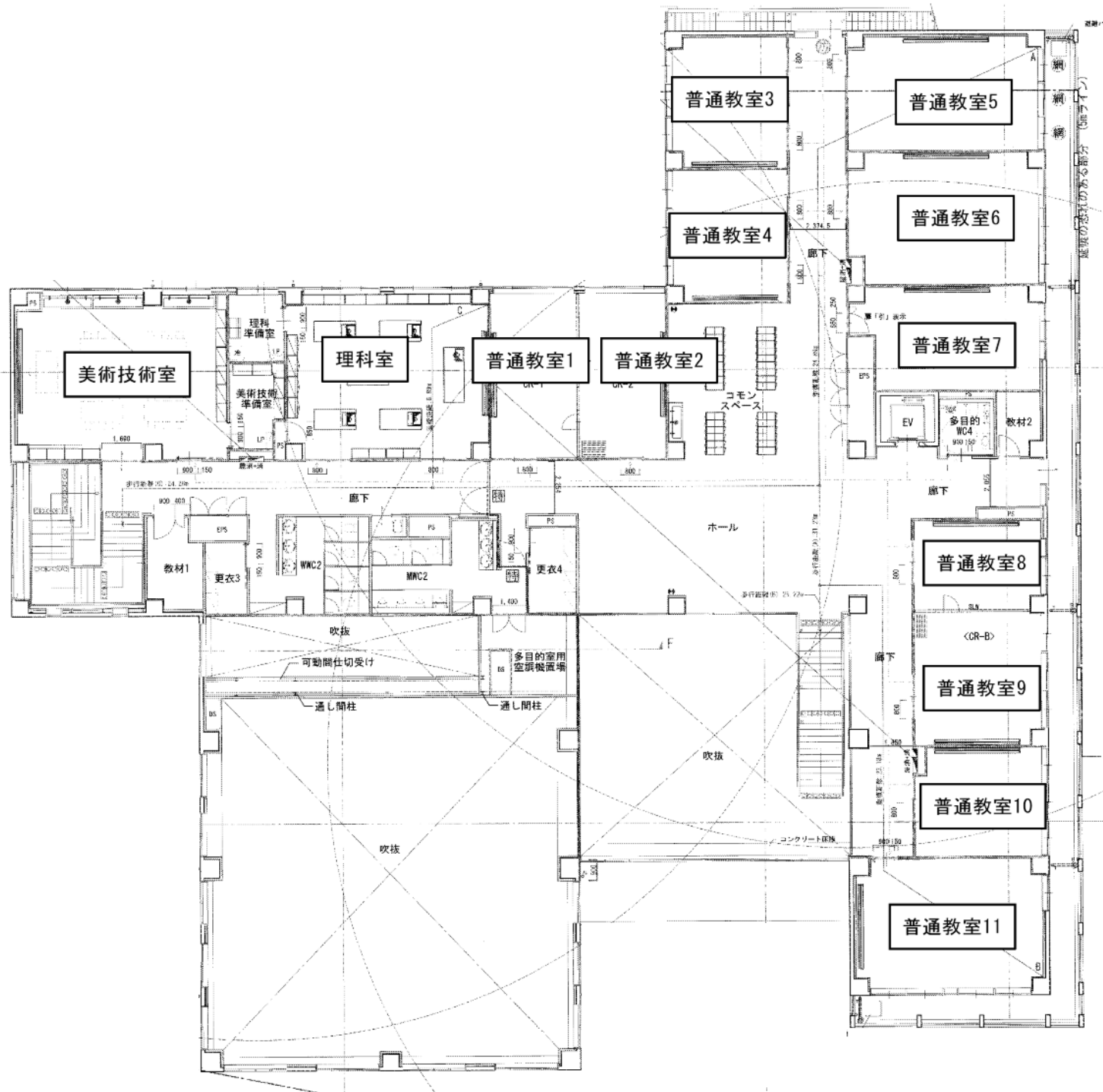
所在地: 芝園町3番18号(旧芝園小学校)

配置図





1階平面図



2階平面図



完成予想図（鳥瞰図）

議案第107号

令和5年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和4年9月21日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

令和5年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和5年度当初人事異動を推進するに当たり、川口市立小・中学校教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和4年9月21日

川口市教育委員会

令和5年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

1 基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

令和5年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

1 新採用教職員・転任・転補について

- (1) 新採用教職員の配置については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。
- (2) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (3) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (4) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (5) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (6) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (7) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

川口市立芝西中学校陽春分校(夜間中学)、川口市立高等学校附属中学校については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。
- (18) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (19) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (20) 本市の特別支援学級が増加していることに鑑み、特別支援学級の担当について、校内人事を含め、積極的に配置するよう配慮する。
- (21) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (22) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

2 人事交流関係について

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会と協議して行う。

3 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和4年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1 基本方針

- (1) 埼玉県教育委員会の「令和5年度当初教職員人事異動方針」「令和5年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和5年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針」「令和5年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。
- (2) 市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和5年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2 具体的な方策

(1) 小学校

- ① 市内を7地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を3つ以上記入する。

(2) 中学校

- ① 市内を5地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を2つ以上記入する。
- ③ 各学校の教科の所要状況を前提とする。

(3) その他

- ① 転補者を対象とする。
- ② 原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。
- ③ 養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。
- ④ 特別支援学級及び通級指導教室に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級または通級指導教室への異動の意向のある旨を調書に記入する。
- ⑤ 川口市立芝西中学校陽春分校及び川口市立高等学校附属中学校に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、各学校への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3 地区制による人事異動実施上の留意点

- (1) 調書中の市町村名は、必ず記入する。
- (2) 地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。
- (3) 転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和5年度 市内異動に関する川口市立小・中学校地区

[小学校]

地区	学 校 名					
A	上青木小★ 前川東小○	青木北小★○ 上青木南小	並木小★(新) 芝中央小	前川小★	青木中央小	
B	芝小★ 根岸小★	芝西小 在家小	芝南小★●	柳崎小★	芝樋ノ爪小★○	
C	本町小 飯仲小★	幸町小★● 原町小★	仲町小 芝富士小★	飯塚小	舟戸小	
D	元郷小★ 朝日西小★	領家小★ 東領家小	十二月田小	元郷南小★(新)○	朝日東小★	
E	新郷小★ 東本郷小★●	安行小★ 安行東小★	新郷南小★	新郷東小★	慈林小★	
F	神根小★● 戸塚北小★○	戸塚小★● 木曾呂小★	神根東小★ 戸塚綾瀬小★	差間小★	戸塚東小★ 戸塚南小	
G	鳩ヶ谷小●	中居小★	辻小	里小★	桜町小★○	南鳩ヶ谷小

[中学校]

地区	学 校 名					
A	芝中★	芝東中	芝西中	岸川中★○	小谷場中○	在家中★
B	北中	安行中★	神根中	戸塚中★	安行東中★	戸塚西中★○
C	東中★	南中	元郷中★○	十二月田中	榛松中★	領家中★
D	西中	青木中★	上青木中★	幸並中	仲町中★○	
E	鳩ヶ谷中★○	八幡木中★(新)	里中★(新)			

★特別支援学級設置校 ●難聴・言語障害通級指導教室設置校 ○発達障害・情緒障害通級指導教室設置校

※★(新)は特別支援学級新設予定校

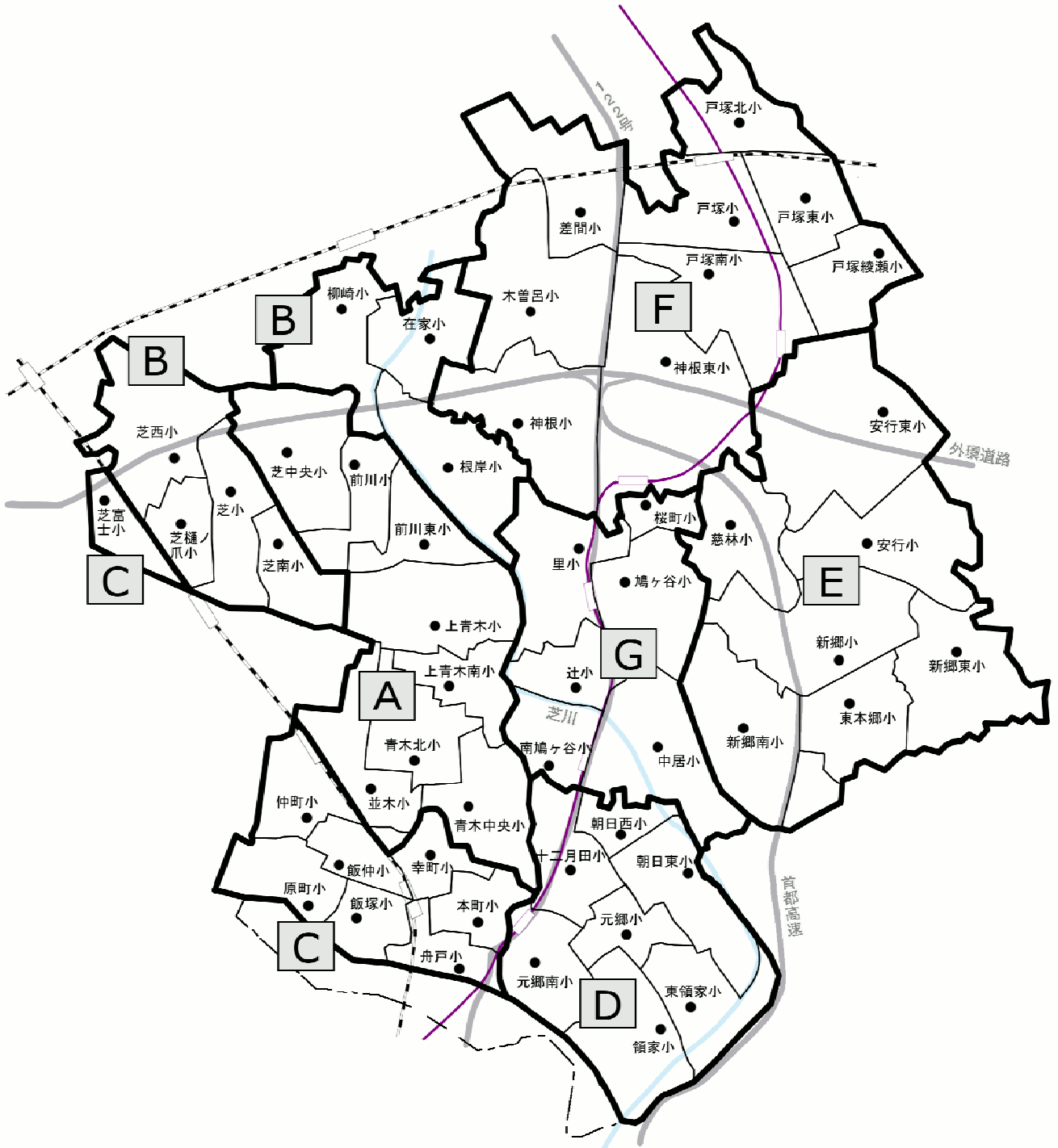
記入例 <年度当初人事に関する調書>
※市内異動に関して、地区を記入する場合

※川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立芝西中学校陽春分校」への異動を希望しますと記入してください。

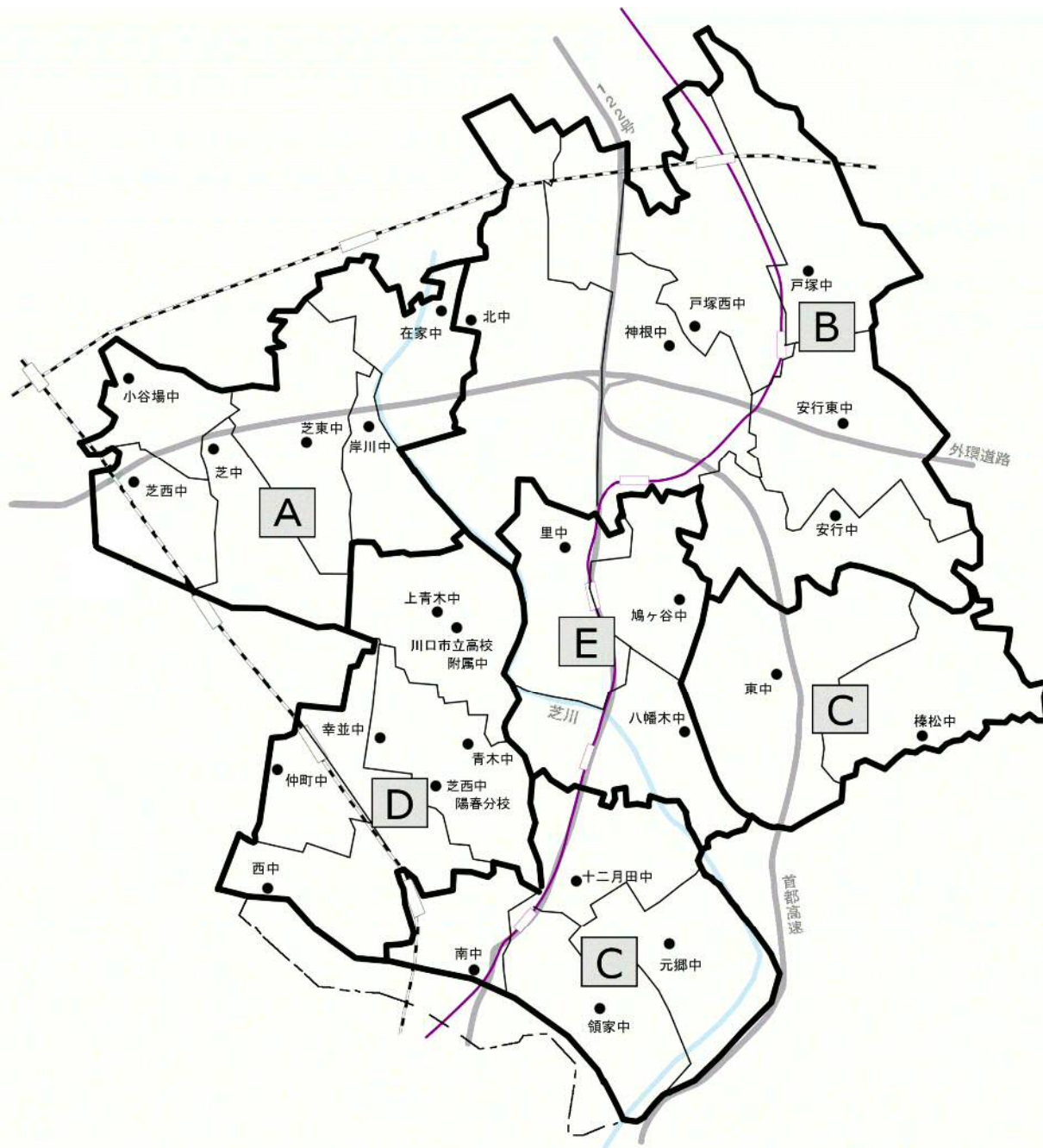
※川口市立高等学校附属中学校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立高等学校附属中学校」への異動を希望しますと記入してください。

異動にあたっての特記事項	線を引く
	小B 小D 小F 原則として、所属校を含む地区以外を3つ以上記入する。(小学校)
異動にあたっての特記事項	川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望します 中A 中B 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)
	川口市立高等学校附属中学校への異動を希望します 中C 中D 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)

市内異動に関する小学校地区



市内異動に関する中学校地区



令和5年度 川口市立小・中学校 学校別・地区別教員平均年齢分布

(校長、教頭、再任用教職員、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員を除く)

1 学校別

	小学校	中学校
40歳以上	領家小、芝富士小、根岸小、朝日西小、東本郷小、東領家小	小谷場中、芝西中陽春分校
38歳以上 40歳未満	仲町小、芝小、芝南小、在家小、桜町小	南中、芝中、幸並中、芝西中、領家中、戸塚中、安行東中
36歳以上 38歳未満	元郷小、新郷小、神根小、十二月田小、並木小、安行小、戸塚小、元郷南小、神根東小、朝日東小、芝樋ノ爪小、上青木南小、芝中央小、新郷東小、慈林小、安行東小、戸塚東小、木曾呂小、戸塚綾瀬小、戸塚南小、里小、南鳩ヶ谷小	北中、上青木中、安行中、榛松中、神根中、在家中、鳩ヶ谷中
34歳以上 36歳未満	上青木小、飯塚小、青木北小、飯仲小、原町小、前川小、芝西小、前川東小、柳崎小、差間小、戸塚北小、鳩ヶ谷小、中居小、辻小	東中、青木中、元郷中、十二月田中、仲町中、芝東中、戸塚西中、八幡木中、里中、川口市立高等学校附属中
32歳以上 34歳未満	本町小、幸町小、舟戸小、青木中央小、新郷南小	西中、岸川中

2 地区別（芝西中学校陽春分校、川口市立高等学校附属中学校を除く）

	小学校	中学校
39歳以上 40歳未満	D地区	
38歳以上 39歳未満		
37歳以上 38歳未満	B地区、	A地区、B地区
36歳以上 37歳未満	E地区、F地区、G地区	C地区
36歳未満	A地区、C地区	D地区、E地区

3 市内平均年齢

*令和4年3月31日現在における教職員の平均年齢

小学校	中学校
36.7歳	37.1歳

4 埼玉県・全国の平均年齢

埼玉県（令和元年度学校教員統計調査）		全国（令和元年度学校教員統計調査）	
小学校	中学校	小学校	中学校
40.1歳	42.4歳	42.6歳	43.6歳

埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2				
39	45	1	2			1	1
40	47	1	2			2	3
						3	4
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

基準外配当教員に係る算出表(中学校)

<u>生徒数</u> ※ 中学校第1学年が該当学年となる。	<u>基準外配当教員</u> ※ 基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	<u>標準学級数(40人編制)</u>
1～38		1学級
39～40	基準外配当 1名	
41～76		2学級
77～80	基準外配当 1名	
81～114		3学級
115～120	基準外配当 1名	
121～152		4学級
153～160	基準外配当 1名	
161～190		5学級
191～200	基準外配当 1名	
201～228		6学級
229～240	基準外配当 1名	
241～266		7学級
267～280	基準外配当 1名	
281～304		8学級
305～320	基準外配当 1名	



教 県 第 3 4 0 号
令 和 4 年 8 月 2 2 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和5年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和5年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和5年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和4年8月22日

埼玉県教育委員会

令和5年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



教小第250号
令和4年8月23日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

令和5年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について (通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和5年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機
関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の
御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和5年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和5年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和5年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、職員の再任用に関する条例によるものとし、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。

特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

- また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
- また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
- ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
- ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
- なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和4年12月8日とする。
- (3) 降任
- ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

令和4年度埼玉県学力・学習状況調査結果について

表1 埼玉県「平均正答率」を上回った項目

	小学校			中学校		
	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国語	○	○	○	○	○	○
算数 数学	○	○	-	-	○	○
英語					-	○

表2 埼玉県「学力を伸ばした児童生徒の割合」を上回った項目

	小学校			中学校		
	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国語		○	○	○	-	-
算数 数学		○	○	○	○	○
英語						○

- ・ 県平均正答率を上回った項目は、全14項目中11項目となった。（表1）
- ・ 学力を伸ばした児童生徒の割合を県平均と比較すると、全11項目中9項目が上回った。（表2）
- ・ 下位層の児童生徒の学力の底上げが課題となっている。